

# 下水道に接続しましょう

【問合せ】下水道課 ☎774・2740

私たちが排出する生活排水は、そのまま側溝などに流してしまうと、下流で悪臭や害虫、伝染病などが発生する原因となり、川が汚れてしまいます。

生活環境を良くするためには、みなさんから下水道に接続していただくことが重要です。下水道が整備されたら、くみ取りトイレは3年以内に、水洗トイレはすみやかに下水道に接続しなければならないことが下水道法で定められています。(下水道法第10条、第11条の3)

※市では、下水道接続工事に対して100万円を限度に、実質無利子で資金融資を受けられる制度を設けています。詳しくは、9ページまたは市ウェブサイト(「改造資金融資」で検索)をご覧ください



## 市設置型浄化槽の申込みはお早めに

市内には、合併浄化槽による生活排水の処理が指定されている区域があります。この区域にお住まいで合併浄化槽の設置を希望する場合には、工事費の一部を受益者分担金として負担していただき、市が合併浄化槽の設置を行います。設置を希望する場合は、早めにお申し込みください。

※対象地域など詳しくは、お問い合わせください

## 市の汚水処理普及率と水洗化の状況

### ▶市の水水洗化推移

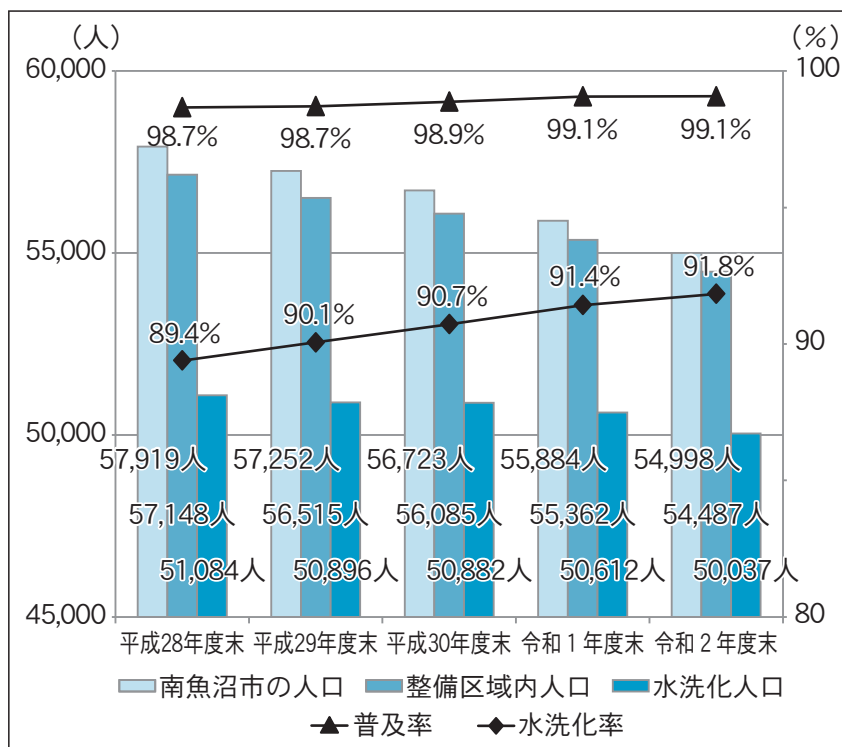
令和2年度末の南魚沼市の下水道と合併浄化槽を合わせた普及率は99.1%と県内では9番目に高いですが、水洗化率は91.8%にとどまっています。このうち、下水道整備区域のみの普及率は99.8%で、水洗化率は90.7%です。

### 普及率

市の人口に対し、下水道整備区域と浄化槽整備区域でそれぞれ下水道、合併浄化槽が整備された人口の割合

### 水洗化率

下水道、合併浄化槽が整備された人口に対し、実際に下水道、合併浄化槽を利用している人口の割合



### ▶市の汚水処理状況 (令和2年度末)

合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取りには浄化槽整備区域の人口と、下水道整備区域の未接続の人口が含まれます。

### 合併浄化槽

生活排水すべてを処理する浄化槽

### 単独浄化槽

トイレの排水のみを処理する浄化槽

